

地域経済の持続的発展と雇用の確保を図るため、県内で工場等を新増設し雇用を生み出す企業を応援します。

応援内容1：不動産取得税の免除

建物とその敷地(建築面積相当分)の不動産取得税が免除されます。

不動産取得税の免除を受けるための主な要件は、次のとおりです。

- 対象地域内(※1)で対象業種(※2)の直接事業の用に供する償却資産(建物及び機械設備等)の取得額が1億円以上であること
- 増加する雇用者数が中小企業者(※3)の場合5名以上、大企業者の場合10名以上であること
- 平成27年3月31日までに取得(※3)すること



応援内容2：ものづくり産業応援助成金の交付

最高10億円(県外からの新規立地の場合)の助成金を受け取れます。

(平成25年4月1日から平成28年3月31日までに事業認定申請した事業が対象となります。)



対象地域	対象業種	助成区分	助成要件(※4)		助成率	助成限度額		
			生産設備の取得総額(※5)	新規常勤雇用者数				
信州ものづくり産業投資応援条例の対象地域(※1) ・地方公共団体等が造成した産業団地 ・工場適地 ・都市計画法に規定する工業系の用途地域 ・農村工業等導入地区 ・その他知事特認地域	製造業 情報サービス業 自然科学研究所	①県外からの新規工場の立地	25億円以上	200名以上	20%以内	10億円以内		
			50億円以上	150名以上				
			25億円以上	150名以上	15%以内			
			50億円以上	100名以上				
		②研究所の立地(新設・増設)	25億円以上	100名以上	10%以内			
			50億円以上	50名以上				
			③新設(①、②に当てはまらない場合)	3億円以上	5名以上		15%以内	6億円以内
			④増設(①、②に当てはまらない場合、中小企業者のみ)	5億円以上	10名以上		5~15%以内(※6)	5億円以内
県営産業団地 (県営産業団地立地企業)	製造業等(※2)	①県外からの新規工場の立地	25億円以上	50名以上	20%以内	10億円以内		
		②研究所の立地(新設・増設)	3億円以上	5名以上	15%以内	6億円以内		
		③新設(①、②に当てはまらない場合)	3億円以上	10名以上	15%以内	6億円以内		
		④増設(①、②に当てはまらない場合、中小企業者のみ)	1億円以上	10名以上	5%以内	6億円以内		

信州ものづくり産業投資応援条例

Q：申請方法は？

A：(1)不動産取得税の免除

- ①事業税申告書の提出期限までに、「課税免除認定申請書」を地方事務所商工観光課に提出
- ②課税免除の承認を通知された日から30日以内に、「課税免除申請書」を地方事務所税務課へ提出

(2)助成金の交付

- ①生産設備の工事着手する日の30日前までに、「事業認定申請書」を知事あてに提出 → 事業認定
- ②生産設備及び環境認証の取得等交付要件を全て満たした日から6ヶ月以内に、「助成金交付申請書」を知事あてに提出 → 助成金の金額が決定

※1 対象地域とは、地方公共団体等が造成した産業団地等、工場適地、都市計画法に基づく工業系の用途地域、農村工業等導入地区、その他市町村長の申し出により知事が認める地域をいいます。

※2 課税免除の対象業種は、製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、自然科学研究所、機械修理業(電気機械器具修理業を含む)、総合リース業、機械器具賃貸業(産業用・事務用)、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業です。

なお、県営産業団地へ立地の場合、助成金の対象業種はこれらの課税免除対象業種と同じです。

※2 中小企業者とは、中小企業基本法に規定する中小企業者をいいます。

※3 建物については、期間内に土地を取得または借受けして1年以内に建設着手した場合であれば、平成27年3月31日以降の取得であっても対象となります。

※4 この他にも助成の要件がございますので、この他にも助成の要件がございますので、詳しくはウェブサイト「長野県産業立地ガイド」の優遇制度のページをご覧ください。

ウェブサイト「長野県産業立地ガイド」<http://www.nagano-ritti-navi.jp/>

※5 生産設備とは、土地を除く、建物又は機械等の設備である減価償却資産をいいます。

※6 新規常勤雇用者数、産業分野、県内への経済波及効果などに応じて助成率が変動します。

◎既存建物の建替(既存生産設備の処分及び既存建物での生産活動の中止を含む)を伴う場合、新たに取得する生産設備の取得価額から既存設備の取得価額を控除した額等が助成要件を満たしている場合は助成の対象となり、助成対象経費も既存設備の取得価額を控除した額となります。